（法第六条第二項第四号イの主務省令で定める者等）

第四条の三　法第六条第二項第四号イの主務省令で定める者は、精神の機能の障害により商品投資顧問業に係る職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2　主務大臣は、許可申請者の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は重要な使用人が前項に規定する者に該当するかどうかを審査するために必要があると認めるときは、許可申請者に対し、当該者の病名、精神の機能の障害の有無及び程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書の提出を求めることができる。

3　商品投資顧問業者は、取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は重要な使用人が精神の機能の障害を有する状態となり、商品投資顧問業に係る職務の継続が著しく困難となったときは、主務大臣にその旨を届け出るものとする。この場合において、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。

備考　表中の［　］は注記である。

［新設］

附　則

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

○農林水産省・国土交通省令第三号

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和元年政令第百二号）の施行に伴い、農住組合法施行規則及び市民農園整備促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月十一日

農林水産大臣　**吉川　貴盛**
国土交通大臣　石井　啓一

農住組合法施行規則及び市民農園整備促進法施行規則の一部を改正する省令

（農住組合法施行規則の一部改正）

第一条　農住組合法施行規則（昭和五十六年総理府・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（都道府県知事に対する異議の申出についての土地改良法施行規則の準用）	（都道府県知事に対する異議の申出についての土地改良法施行規則の準用）
第二条の二　農住組合法施行令（以下「令」という。）第六条において準用する土地改良法施行令第七十二条の五の異議の申出については、土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十七条から第十七条の四までの規定を準用する。この場合において、同令第十七条の二から第十七条の四までの規定中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令・国土交通省令」と、	**第二条の二**　農住組合法施行令（以下「令」という。）第六条において準用する土地改良法施行令第七十二条の六の異議の申出については、土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十七条から第十七条の四までの規定を準用する。この場合において、同令第十七条の二から第十七条の四までの規定中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令・国土交通省令」と、
（市民農園整備促進法施行規則の一部改正）	
第二条　市民農園整備促進法施行規則（平成二年農林水産省・建設省令第一号）の一部を次のように改正する。	
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。	
改正後	改正前
（土地改良法施行規則の準用）	（土地改良法施行規則の準用）
第七条の二　土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十七条から第十七条の四までの規定は、令第二条の規定により読み替えて準用する土地改良法施行令第七十二条の五の異議の申出について準用する。この場合において、土地改良法施行規則第十七条の二から第十七条の四までの規定中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令・国土交通省令」と、第十七条の三第一号中「農林水産大臣」とあるのは「農林水産大臣及び国土交通大臣」と読み替えるものとする。	**第七条の二**　土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）第十七条から第十七条の四までの規定は、令第二条の規定により読み替えて準用する土地改良法施行令第七十二条の六の異議の申出について準用する。この場合において、土地改良法施行規則第十七条の二から第十七条の四までの規定中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令・国土交通省令」と、第十七条の三第一号中「農林水産大臣」とあるのは「農林水産大臣及び国土交通大臣」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。